

名古屋市立大学医学部附属病院院長代行等に関する規程

(一部改正 令和元年達第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属病院院長代行、副病院長及び病院長補佐（以下「院長代行等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 令和元年達第12号)

(職務)

第2条 院長代行は、名古屋市立大学医学部附属病院院長（以下「病院長」という。）を補佐し、副病院長の職務を総括する。

- 2 院長代行は、病院長が欠けたとき又は事故があるときにその職務を代理する。
- 3 副病院長は、病院長及び院長代행을補佐し、上司の指示する職務を行う。
- 4 病院長補佐は、病院長及び院長代行の命を受け特定の業務を統括管理する。

(一部改正 令和元年達第12号)

(院長代行の選考時期)

第3条 院長代行の選考は、次の場合に行う。

- (1) 病院長候補者が選考されたとき。
- (2) 院長代行が辞任を申し出たとき。
- (3) 院長代行が欠員となったとき。

(この条追加 令和元年達第12号)

(院長代行の員数)

第4条 院長代行は、1名とする。

(この条追加 令和元年達第12号)

(副病院長の選考時期)

第5条 副病院長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 病院長候補者が選考されたとき。
- (2) 副病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副病院長が欠員となったとき。

(一部改正 令和元年達第12号)

(副病院長の員数)

第6条 副病院長は、8名以内とする。ただし、副病院長のうち1名は、院長代行をもって充てる。

(一部改正 平成20年達第40号、平成25年達第41号、平成26年達第96号、令和元年達第12号、令和5年達第45号)

(資格)

第7条 院長代行は、医学研究科教授の職にある者、副病院長及び病院長補佐は、医学研究科教授又は看護部長の職にある者とする。

(一部改正 令和元年達第12号)

(選考)

第8条 院長代行等の選考は、病院長（第3条第1号及び第5条第1号の場合は病院長候補者。以下この条において同じ。）が候補者を指名することにより行う。

2 前項の場合において院長代行等候補者が医学研究科教授である場合は、病院長は、医学研究科教授会の意見を聴くものとする。

3 病院長は、院長代行等の候補者を決定したときは、候補者を理事長に進達する。

(一部改正 平成27年達第47号、令和元年達第12号)

(任命)

第9条 理事長は、進達に基づき院長代行等の任命を行う。

(この条追加 平成27年達第47号、一部改正 令和元年達12号)

(任期)

第10条 院長代行等の任期は、任命された日から病院長の任期の終期までとする。ただし、病院長が任期中に欠けたときは、新たに病院長が就任する日の前日までとする。

2 院長代行等は、再任することができる。

(一部改正 令和元年達第12号)

(解釈の疑義)

第11条 この規程の解釈について疑義を生じたときは、理事長が決定する。

(一部改正 令和元年達第12号)

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、院長代行等の職務等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(一部改正 令和元年達第12号)

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 名古屋市立大学医学部附属病院副病院長に関する規程（平成13年名古屋市立大学達第13号）は、廃止する。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第41号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第96号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部附属病院院長代行等に関する規程第8条による選考は、この規程の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。